

事業を営む一人親方の皆様へ

一人親方の労災保険

建設業の退職金共済

建設連合の国民健康保険

日本建築業の国民年金基金

## 制度のご案内

建設連合釧路地方建設組合

一人親方組合

建設連合国民健康保険組合

## 労災保険特別加入制度

労災保険は本来労働者（事業に雇用される者で賃金を支払われる者）の負傷・疾病・傷害又は死亡に対して各種保険給付を行うための保険であって、労働者以外の方（事業主・一人親方・家族従事者等）は原則として対象となりません。しかし、労働者以外の方でも作業の実態や災害の発生状況から見て、労災保険による保護が必要であるとして特別に加入することを認めています。これを労災保険の特別加入制度といいます。現在、全国で約60,000人以上の建設業・貨物運送業を営む一人親方の仲間がこの特別加入制度に加入しています。

### <加入できる一人親方の範囲>

建設業又は貨物運送の事業を営む方であって、常態として、労働者を使用しない一人親方に限られますが労働者を使用する場合でも、その日の合計が年間100日以内の見込みの場合に限り加入することができます。また一人親方が行う事業に従事する同居の親族の方も特別加入することができます。

### <労災保険料>

一人親方の場合は一般の労働者と異なり賃金というものがありませんので特別加入の希望者はこれに代わるものとして、次表の「給付基礎日額」の範囲により、納付すべき保険料を決定することになっております。「給付基礎日額」の変更は、年度更新時（4月）を除いて年度の途中ではできないことになっており、保険料は3期（5月・8月・11月）に分割して振込通知書により所定の銀行又は組合窓口にて納入することになります。

## 特別加入年間保険料

### <建設業> (H25.9)

給付基礎日額	年間保険料19/1000
5,000円	34,675円
6,000円	41,610円
7,000円	48,545円
8,000円	55,480円
9,000円	62,415円
10,000円	69,350円
12,000円	83,220円
14,000円	97,090円
16,000円	110,960円
18,000円	124,830円
20,000円	138,700円
22,000円	152,570円
24,000円	166,440円
25,000円	173,375円

### <貨物運送業> (H25.9)

給付基礎日額	年間保険料14/1000
5,000円	25,550円
6,000円	30,660円
7,000円	35,770円
8,000円	40,880円
9,000円	45,990円
10,000円	51,100円
12,000円	61,320円
14,000円	71,540円
16,000円	81,760円
18,000円	91,980円
20,000円	102,200円
22,000円	112,420円
24,000円	122,640円
25,000円	127,750円

\*年度途中より、加入の際は月割で保険料を計算し一括又は2期に分割して納付していただきます。

### <加入の際健康診断が必要な業務>

一人親方の特別加入を希望する際、次の業務に通算して従事していた期間が規定を超えている場合には事前に健康診断を受けなければなりません。(費用は全額国が負担)

	特別加入予定者の業務の種類	特別加入前に左記の業務に従事した期間
イ	粉じん作業を行う業務	3年以上
ロ	身体に振動を与える業務	1年以上
ハ	鉛業務	6カ月以上
ニ	有機溶剤業務	6カ月以上

### <保険給付の内容>

「給付基礎日額」により、次の各種補償を国から受けることができます。

- ・療養補償給付 (治療費の10割)
- ・休業補償給付 (給付基礎日額の8割)
- ・障害補償給付
- ・傷病補償給付
- ・遺族補償給付
- ・埋葬料
- ・介護補償給付

### 《特別加入の義務づけを指導》

事業主、一人親方などの仕事や暮らしを守るため建設連合国保組合等に新しく加入された方には「労災保険に特別加入すること」を原則として義務づけております。また、現在既に当組合の健康保険に加入しており、労災保険未加入の方には早期に労災保険に加入するよう指導しております。

## 建設業退職金共済制度

国がおこなう建設労働者のための退職金制度(建退共)です。

建設業を営む一人親方なら簡単な手続きで、加入契約ができます。

又、国が掛金の一部を補助してくれます。(初回交付手帳の50日分)

### <退職金をもらうには>

- ・建設関係の仕事をやめたとき
- ・社員、職員になったとき
- ・ケガ又は病気のため仕事ができなくなったとき
- ・55歳以上になった時
- ・建設関係以外の仕事に従事したとき
- ・本人が死亡したとき

※ 尚、退職金は貼られた証紙の日数分の合計が24月(504日)以上なければ支給されません。

退職金額の例	(掛金1日310円、1ヶ月21日の換算で)	
	<掛金総額>	<退職金>
5年(60ヶ月)	390,600円	408,177円
10年(120ヶ月)	781,200円	936,789円
15年(180ヶ月)	1,171,800円	1,548,078円
20年(240ヶ月)	1,562,400円	2,205,588円

### 《一人親方組合に加入する場合の加入金及び組合費》

- ・加入金(初回のみ) 10,000円

但し、既に建設連合国保組合に加入されている方は5,000円になります。

- ・組合費年間 18,000円

※ 尚、組合へ加入される際は、加入金・組合費の他に運転免許証か保険証の写し又は、住民票と印鑑が必要になります。

日本建設組合連合が運営する

**建設連合国民健康保険**

- ・ 保険料は所得に関係なく、年齢・家族構成により一律です。
- ・ 医療費の自己負担は本人・家族とも3割です。
- ・ 一般健康診断、人間ドック等、補助金制度があります。(費用の7割相当を給付 ※上限あり)
- ・ 全国約700箇所の保養施設の宿泊助成があります。

《 保 険 料 》

家族構成	保険料(月額)
組合員(19歳以下)	11,500円
組合員(20歳～24歳)	14,500円
組合員(25歳～29歳)	16,500円
組合員(30歳～39歳)	18,000円
組合員(40歳～49歳)	19,000円
組合員(50歳以上)	20,000円
家族1人につき	5,400円

- ・ 金額には組合費(2,000円)を含んでいます。
- ・ 加入時のみ、母体組合加入金(10,000円)が必要です。

※ 満40才以上65才未満の方は介護保険料が1名に付、2,400円加算されます。

※ 社会保険強制適用事業所(法人など)の役員及び従業員は加入できません。

**建設組合連合の加入資格**

- ・ 建設業法で定める建設業28業種及び設計業、測量業、地質調査業に従事している人
- ・ 日本建設組合連合の誓約事項に違約しない人

**日本建築業国民年金基金**

《 国民年金(基礎年金)の上乗せ給付を行う公的年金制度 》

※ 掛金が全額社会保険料控除の対象となります。

建築工事業に従事する者すべてを対象とした国民年金(基礎年金)の上乗せ公的年金制度です。税制面でも大変有利な制度ですので、ゆとりのある老後生活を送るため「建設連合国民健康保険」とあわせての加入をおすすめいたします。

**建設連合釧路地方建設組合**

一人親方組合(労働局長承認・退職金共済機構認定)

建設連合国民健康保険組合(厚生労働省認可)

本 部: 〒085-0015 釧路市北大通12丁目2番地

TEL (0154)24-6377 FAX (0154)22-7566

帯広支部: 〒080-0802 帯広市東2条南8丁目8番地1サケンビル 1F

TEL (0155)28-6377 FAX (0155)22-6628